

期限を守って計画的な納付を

1年間の市税納期

問い合わせは **収納課** ☎027-898-6226

市税は、その種類ごとに納期が決まっています。右表の納期までに納付をお願いします。
納付方法＝各金融機関や市役所収納課、各支所・市民サービスセンター、コンビニで。または、口座振替やインターネット（モバイル）バンキング、ペイジー対応ATM、クレジットカード、モバイルレジでも納付できます

市税の納期一覧		
税目	納期	
市・県民税	1期	6月30日(月)まで
	2期	9月1日(月)まで
	3期	10月31日(金)まで
	4期	来年2月2日(月)まで
固定資産税・都市計画税	1期	4月30日(水)まで
	2期	7月31日(木)まで
	3期	9月30日(火)まで
	4期	12月25日(木)まで
軽自動車税	1期	6月2日(月)まで
	2期	9月1日(月)まで
国民健康保険税	3期	9月30日(火)まで
	4期	10月31日(金)まで
	5期	12月1日(月)まで
	6期	12月25日(木)まで
	7期	来年2月2日(月)まで
	8期	来年3月2日(月)まで

いよいよ結果発表と表彰式！ 第5回 T-1グランプリ 決勝戦

問い合わせは **前橋観光コンベンション協会** ☎027-235-2211

中心市街地で開催される「ツナガリズム祭り」に合わせて、第5回Tー1グランプリ決勝戦の結果発表と表彰式を実施。会場では、決勝戦進出店舗による豚肉料理の販売などがあります。また、決勝期間中に各店舗で販売していた6種類の「ころとんバッジ」を持ってきた人には、「縁結びころとんバッジ」をプレゼントします。
日時＝4月13日(日)正午
会場＝中央駐車場



Andore Kandore (あんどれ かんどれ)



INTIMANO (インティマーノ)



欧州料理 ヴォレ・シーニュ



そば処 大村 総社



中華そば ほんこん



リストランテ・バー ラ・カンティーナ

500株を限定販売

前橋のバラ「あかぎの輝き」

問い合わせは **公園管理事務所** ☎027-210-2010

本市オリジナルのバラ「あかぎの輝き」を500株販売します。

日時＝4月27日(日)午前10時～午後3時

会場＝敷島公園ばら園

対象・販売数＝市内在住の人（抽選）、1世帯2株（応募多数の場合は1株）

費用＝1株1,500円

申し込み＝4月11日(金)（必着）までに往復ハガキで（1世帯1通）。住所・氏名・年齢・電話番号・希望株数・「前橋のバラ希望」と記入し、〒371-0027 平和町一丁目2-6・公園管理事務所へ



県内初の市街地型フルマラソン

前橋・渋川シティマラソン

問い合わせは **スポーツ課** ☎027-898-5834

全国から6,400人を越えるランナーを迎え、前橋・渋川シティマラソンを開催。毎年4月に行っていた前橋シティマラソンをフルマラソン化して行います。
なお、大会に伴い、コースや周辺の道路で交通規制を行います。規制時間や区間など、詳しくは各世帯に配布される同大会のチラシをご覧ください。
期日＝4月20日(日)

大雪で被災した農業者を支援します

施設復旧や撤去の費用を補助

2月14日・15日の大雪によって被災した農業者に対して、農産物の生産に必要な施設の復旧や施設の撤去などに掛かる費用を補助します。概要は次のとおり。詳しくは決まり次第お知らせします。
対象＝大雪によって農業用施設などが被災した農業者（罹災証明書を受けている）
で、農業経営を継続しようとする人
対象経費・補助率など＝右表のとおり

大雪で被災した農業者への再建支援一覧		
補助対象経費		補助率・金額
1	施設の復旧が被災前と同程度の施設の取得にかかる費用	各費用の10分の9
2	施設を修繕するために必要な資材の購入費用	
3	1と一体的な付帯施設の整備にかかる費用	
4	倒壊した、農産物の生産に必要な施設の撤去費用※ ①被覆材がガラスのハウス ②被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス ③被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス	①は1,200円/㎡ ②は880円/㎡ ③は290円/㎡(ただし、自力撤去は110円/㎡)

※業者に依頼した場合は撤去費用と比較し、いずれか低い金額を補助します。

平成26・27年度分の保険料率が決定

後期高齢者医療

2年ごとに設定される本県の後期高齢者医療保険料率について、本年度と来年度は次のとおり決まりました。軽減割合など、詳しくは問い合わせてください。
均等割額＝4万3,600円
所得割率＝8.60%
年間保険料＝均等割額と所得割額（前年の総所得

問い合わせは **国民健康保険課** ☎027-898-5955

金額等から33万円を控除した額×8.60%）の合計
保険料賦課限度額＝57万円
■障害がある人の早期加入
65歳以上75歳未満の一定の障害がある人で、申請により県後期高齢者医療広域連合に認められた場合は、任意で早期加入をすることができます。なお、自己負担割合は1割か3割です。

学生を対象とした

国民年金納付の猶予制度

問い合わせは **市民課** ☎027-898-6254

20歳になると加入し、保険料を納める必要がある国民年金。しかし、学生については納付特例制度を利用することで保険料の納付が猶予されます。この猶予期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。この期間の保険料は、10年以内であれば追納ができます。ただし、3年目以降は加算金が掛かります。
対象＝前年中の所得が118万円以下の学生
用意する物＝年金手帳、学生証か在学証明書、印鑑
申し込み＝市役所市民課が各支所へ直接。翌年度以降も在学見込みの人は、毎年3月下旬に日本年金機構から送付される申請書を記入し郵送してください

火災予防条例の改正に意見を

パブリックコメントを実施

問い合わせは **消防局予防課** ☎027-220-4507

前橋市火災予防条例を改正するため、素案についてのパブリックコメント（意見募集）を実施。寄せられた意見は、本市の考え方を整理して各閲覧場所で後日公表します。
閲覧期間＝4月30日(水)まで(土日曜・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分
閲覧場所＝消防局予防課、各消防署・分署、各支所・市民サービスセンター、市役所2階情報公開コーナーで。本市ホームページにも掲載します
意見の提出＝閲覧期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、各閲覧場所へ直接。または、〒371-0014 朝日町四丁目22-2・消防局予防課へ郵送がファクス(027-220-4527)、✉(yobou@mfd.city.mae-bashi.gunma.jp)で